広報 向日市

No.192

昭和53年12月1日

◎発行　向日市役所（京都府向日市寺戸町中野20）
◎編集　広報広聴課　◎電話　075(931)1111

まちのうごき

（11月1日現在）		（10月中）	
世帯数	15,042世帯	生れた人	83人
人口	50,435人	亡くなった人	13人
男	25,065人	転入した人	384人
女	25,370人	転出した人	349人

広めよう人権の共存

お互いが尊重する心を

◆ 12月4日～10日は、人権週間です。私たち一人ひとりの「基本的人権」は、憲法によって保障されています。◇

◆ 今年は世界人権宣言が採択されて30年という記念すべき年です。この機会に、もう一度、人権の尊さを考えてみなければならないと思います。◇

「守ろう人権、侵すな人権」――こどもたちの明るい未来のためにも……

人権はみんながもつもの守るもの

私たちは、誰もが幸福で生きがいのある生活をしたいと願っています。

人権とは、すべての人間が生まれながらに持っている能力を日々の生活の中で最大限に発揮して、より幸福な人生を送るため欠くことのできない権利です。

私たちが幸福な生活を営むためには、お互いに人権を尊重することが大切です。

そのためには、人権とは何か、人権の尊重とはどういうことかを正しく理解し基本的人権が侵されることのないよう、お互いが人権を尊重し合い、守り育てていかなければなりません。

ところが、現実にはこの権利を勝手や気ままと間違えて、他人の迷惑をかえりみず、自分だけの意見を主張したり、勝手な行動をする人がいるため、他人の人権が犯される事件が起っています。

ご存じですか　人権擁護委員

この基本的人権を守るために、国の機関として法務省に人権擁護局があり、その下部機関として法務局・地方法務局があります。

しかし、人権にまつわるトラブルは、日常生活の場で起きることが多いだけにその防止と救済をはかるためには、国の機関だけでなく民間の協力も必要です。

このような背景から生まれたのが、人権擁護委員制度です。

ことしで創設三十周年をむかえるこの制度は、世界のどの国にも例がないユニークな制度です。

しかし、残念なことに、ことし二月の「人権擁護に関する世論調査」では、人権擁護委員という言葉を聞いたことがある者は41％で一般市民には非常になじみの薄いものとなっています。

人権擁護委員に気軽にご相談を

あなたは、日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのかわからなくて困ったーという経験はありませんか。

たとえば、家庭内では、姑の嫁いびり、継子いびりをはじめ、年老いた親が息子に冷遇されたり、相続をめぐってのいざこざなど。

また、隣近所の問題では、「ピアノの音がうるさい」などの騒音や振動、悪臭などの公害あれこれ。そのほか、借地借家についてのもめごとーなど。

このような問題でお悩みの方は、人権擁護委員に気軽にご相談ください。

相談の内容に、人権侵害の疑いがあるときは、直ちに人権擁護委員は法務局と連絡をとり、調査します。

その結果、人権侵害の事実が明らかになれば、関係者を説得してそのような状態を改めさせ、あるいは反省を促して被害者を救済します。

相談は無料で、相談内容については秘密を守ります

人権擁護委員

人権擁護委員とは、各市町村の地域住民の中にあって、人権擁護活動を行う任務をもった人です

人権擁護委員の選任は各市町村長が推せんした人の中から法務大臣が委嘱します。

このように人権擁護委員は、最も民主的な方法によって委嘱を受けたいわば「人権の番人」であり、国民の基本的人権が侵されないように監視し、常に人々の間に正しい人権の考え方を広めることをその任務としています。

"婦人の人権について"座談会を開催

今月四日から始まる「人権週間」を前に、先月十六日、市民会館で「人権週間座談会」が催されました。

出席者名〈順不同・敬称略〉
◇市婦人会＝杉戸千代野・井上欣子・長谷川みよし・磯野由利子・安田孝子・高島富江　◇社会福祉協議会＝渡辺利一郎・大伴富造・山本静　◇人権擁護委員＝中山仙三・濱田加奈子・大橋正孝・三木窓外　◇京都地方法務局＝堀内和幸　◇市側＝民秋市長・中川企画財政室長・中村広報広聴課長

座談会には、向日市婦人会（杉戸千代野会長）、市社会福祉協議会（渡辺利一郎会長）、市の人権擁護委員、京都地方法務局職員、市側から民秋市長ら、約二十人が出席し、なごやかなうちに進められました。

座談会は、「婦人の地位向上」と「明るい近隣社会を築くために」などをテーマに始められ、マ現在も男女差別は歴然と存在している　マ土地柄とか慣習などに押し流され、男性上位を黙認している現状を反省し社会参加の自覚と認識を深めていかなければならない　マ新しく市民になった人の間には"隣は何する人ぞ"的風潮が強く、新旧住民の間に違和感がある　マ隣近所におけるトラブルの解消には、お互いのしんぼうする気持が大切ではなかろうか……など日常生活を通しての人権について熱心に討議されました。

その一杯　ことわる勇気が　事故を断つ

▶ 飲酒運転追放運動 ◀

12月10日 ～ 1月10日

ことしもあと少し。この月は、クリスマス、忘年会とお酒を飲む機会が多くなります。そこで気になるのが飲酒運転。「お酒の一杯ぐらい」という軽い気持が大きな事故につながります。

「飲んだら運転しない」「運転するときは飲まない飲ませない」ように、みんなで力を合わせ飲酒運転をなくしましょう。

◆向日市交通対策協議会◆